松浦市体育施設サポーター制度

～ボランティアで体育施設をきれいに～

1．登録の資格

以下に該当する住民団体、学校、企業、競技団体等をいいます。
（1）施設等の愛護活動に意欲的であること
（2）ボランティア活動に参加する者が５名以上であること
（3）ボランティア活動を年間４回以上継続的に活動ができること

2．活動内容

（1）清掃及び空き缶、ペットボトルその他散乱ごみの収集等
（2）除草又は草刈り

3．対象施設

松浦スポーツセンター　松浦市立武道館　御厨地域運動場　星鹿地域運動場
鷹島総合運動公園（運動場、ゲートボール場、テニスコート）
鷹島スポーツ・文化交流センター　鷹島体育館　田代体育館　大崎体育館
養源体育館　松浦市野球場　松浦市民運動公園　福島総合運動公園

4．活動に対する市の支援

（1）活動に必要なごみ袋、用具及び資材の支給及び貸与を行います。
（2）登録した高校生以下の社会体育団体のうち、屋外体育施設を使用している登録団体について、令和７年10月１日から夜間照明施設使用料を100分の50減免、夜間照明のコイン（３０分間）を１枚260円といたします。

5．サポーター活動の流れ（様式は市ホームページよりダウンロードできます）

（1）登録申請書の提出（様式第１号）
（2）市より登録認定書の交付
（3）活動の実施
（4）活動状況の報告（年間活動終了後１か月以内）（様式第４号）
※活動前後、活動中の写真を添付ください。
登録内容の変更がある場合は、登録変更届出書（様式第３号）を、活動中に事故が発生した場合は事故報告書（様式第５号）を提出してください。

松浦市ホームページ

活動状況を市ホームページにて随時紹介させていただきます。
活動日、活動内容、活動状況の写真の提供をお願いします。

松浦市生涯学習課スポーツ振興係
ＴＥＬ　0956-72-1319
メール　syougai@city.matsuura.lg.jp